	四級地	神戸市　尼崎市
	五級地	伊丹市　高砂市　川西市　三田市
	六級地	姫路市　明石市　加古川市　三木市　猪名川町
奈良県	三級地	天理市
	四級地	奈良市　大和郡山市
	五級地	大和高田市　橿原市　生駒市
	六級地	安堵町　川西町　三宅町　田原本町　上牧町　王寺町　広陵町　河合町
和歌山県	六級地	和歌山市　橋本市
岡山県	六級地	岡山市
広島県	四級地	広島市
	六級地	廿日市市　府中町　海田町　坂町
山口県	六級地	周南市
香川県	六級地	高松市
福岡県	四級地	福岡市
	六級地	福津市　久山町　粕屋町　宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　新宮町
長崎県	六級地	長崎市

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階		乗率
	70未満	0.80
70以上	141未満	0.85
141以上		0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階		乗率
	70未満	0.80
70以上	282未満	0.85
282以上		0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りょう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.010
宮城	1.048
埼玉	1.039
千葉	1.021
神奈川	1.244
新潟	1.053
静岡	1.208
愛知	1.035
京都	1.107
大阪	1.135
兵庫	1.035
岡山	1.078
広島	1.053
福岡	1.084
熊本	1.048

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗率
北海道	0.06496
青森	0.05932
岩手	0.02154
宮城	0.01046
秋田	0.10212
山形	0.05667
福島	0.01519
茨城	0.00023
千葉	0.00571
東京	0.02503
新潟	0.00362
富山	0.08267
石川	0.02052
福井	0.00055
長野	0.00585
静岡	0.00977
愛知	0.01239
大阪	0.20790
兵庫	0.12588
和歌山	0.01041
鳥取	0.04162
島根	0.35517
岡山	0.05091
広島	0.01254
山口	0.02599
徳島	0.01906
香川	0.02618
愛媛	0.16774
高知	0.01964
福岡	0.41373
佐賀	0.03045
長崎	0.03837
熊本	0.03174
大分	0.00913
宮崎	0.41222
鹿児島	0.04713
沖縄	0.28658

⑵　市町村の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	空港関係市町村	乗率
北海道	札幌市	0.00011
	函館市	0.08890
	旭川市	0.24519
	釧路市	0.07686
	帯広市	0.49917
	苫小牧市	0.53797
	稚内市	0.09492
	紋別市	0.06352
	千歳市	3.26206
	奥尻町	0.03235
	東神楽町	2.30115
	礼文町	0.00000
	利尻富士町	0.28607
	美幌町	0.00390
	大空町	2.52684
	白糠町	0.53160
	中標津町	0.18313
青森県	青森市	0.09582
	三沢市	0.03533
岩手県	花巻市	0.11720
宮城県	名取市	0.39467
	岩沼市	0.51350
秋田県	秋田市	0.09882
	北秋田市	0.16712